

明治聖德記念學會紀要 第七卷

研究

臺灣人の宗教

丸井圭次郎

第一篇 寺廟

第一章 舊慣に依る宗教

本島に於ける舊慣に依る宗教を分て四とす曰儒教曰道教曰佛教曰齋教是れなり之に屬する寺廟の數凡そ三千、大抵各個々に獨立して相互に何等の交渉なし嘉義廳下に於ける舊港新港及北港の媽祖廟の如きは多少の因縁なきにあらざるも亦た本末の關係あるにあらず、而して之が僧侶道士は凡て是れ無學無智の徒にして絶て教法の宣布民衆の化導を試むるものなし。

基督教を宗教と認むることに就ては學者異論あり、今姑く便宜上茲に收録す、齋教は佛教の一種に屬するも組織上特種の意味を有するを以て特に項を分て記述す。

以下次を逐ふて臺灣宗教の一斑を説明すべし、

(甲) 儒 教

支那に於て遠く唐虞三代の古より既に自然崇拜及靈魂崇拜の思想行はれ特に天及祖靈の崇拜盛にして日月星辰土地山川及聖賢偉人の靈も亦た祭祀せられたることは詩書に徵して明なる所なり。

基督教は孔子が前代聖王の教義を祖述せしものにして道徳の實踐を説き治國の要道を示すと同時に祭祀を以て政務の一部として最も之に重きを置けり。

爾來幾千載基督教の内容は其の時代により幾多の變遷を經たりと雖も其の根本義に於ては變化する所あらず、其の教義は今日に於ても我國及支那に於ける社會道徳の維持上に大なる勢力を有せり。

然るに本島に於ける現狀は少數の有識者流を除くの外は大抵基督教の本義を解せずして道教臭味の迷信に陥り其の基督教系統の神靈を祀れる廟祠に對する態度は全然基督教本來の祭祀の意味を没却して徒に祈福邀利の爲にするの弊に墮落しつゝあり。

(乙) 道 教

基督教を以て宗教と認むることに就ては學者間に異論ありと雖、道教を以て支那に於ける佛教に對する

一種の宗教的地位を占むるものと認むることに於て異論なきが如し。

道教は其淵源を黃帝老子に發するものなれども、今行はるゝ所の道教は老子道德經に説く所と大なる逕庭あり。

蓋し周末の比、方士なる者ありて仙術を行ふと稱し、神丹靈藥を求め不老長生を説きしが後に至りて老莊の説に附會し、虛心養性以て昇天化仙を得べしと説くに至れり。尋で後漢の末に張陵（張天師）なる者出で祕籙を老子に受けたりと稱し、符水禁呪の法を行ひ盛に愚民を蠱惑せしより漸く迷信的道教の基礎を確立し、更に佛教の傳播するに及んで其教理をも吸收加味して茲に始て現時行はるゝ所の道教なるものを形成せり。

道教の本島に於ける現狀は道士なるものありと雖も、彼等は皆其教義に就き全然無智識にして只符水禁厭或は葬儀を行ふを以て其職とするのみ、甚しきは賭博に勝たしめ或は罪跡の隱蔽を保護すと信せらるゝ廟祀あり、又之が祈禱を以て専門とする道士あるに至る。

尙ほ本島には道士の異端に屬する法官童乩等と云ふものあり、篇を改めて陳述すべし。

（丙）佛教

佛教は印度の釋迦が説きし所にして、西域を経て支那に流入せしは漢代に在り、晉末より南北朝に至て漸く各州に傳播し高僧智識亦輩出し隋唐には其盛を極めたりしが、其後所謂三武の厄あり一面に於

ては道教が唐朝の保護を受けてより頗る其勢力を増殖するあり更に又回教喇嘛教の流行するあり、斯くて佛教は漸く衰運に向ひ清朝に至て其極に達し僧侶は皆な無學の徒のみにして空しく堂塔伽藍を擁するのみ、口には經を誦するも心に其義を解する者なく、能く其の法を説きて民衆を化導するものに至ては殆ど絶無と云ふも蓋し過言にあらず。

本島人は福建廣東より移住せるものなるが故に、本島に於ける寺院は大抵鼓山湧泉寺或は怡山長慶寺等の末徒が開拓せし所に依る、從て皆な禪宗に屬するも而も内地の禪宗の如く純乎たるものにあらずして淨土の教義を雜へたるものなり、即ち觀音阿彌陀等を竝祀し、觀音經楞嚴經阿彌陀經を念誦す、然れども本島僧侶の無學は蓋し支那のそれに劣らざるものあり。全島數千の僧侶中能く數卷の經文を解し得るもの蓋し十指を屈するに及ばざるべし。

本島人が僧侶となるの經歷を繹ねるに、大抵無學無智の徒或は晩年に孤獨、或は貧困爲すなきのもの身を佛寺に投じて修行半歲僅に二三卷の經を誦することを得れば則ち僧と稱するが如き有様なるを以て、彼等は殆んど其社會的地位を認められず、故に本島人は和尚の名を聞けば侮蔑の態度を以て之に莅むが如きの風あり。

(丁) 齋 教

齋教は明朝の比に禪宗より變胎せるものにして、其教義とする所は一般佛寺のそれと異なる所なし其

の佛教々義以外に儒道の教義を加味せるとあると亦同じ、但其徒の僧侶と異なる所は出家せず法服を纏はず頭髪を剃らず一般の俗人として市井に其生業を營み、而も佛弟子として其身を持すること嚴正に能く戒律を守れるに在り。蓋し徒手遊食破戒無恥の僧侶に對して驅起せるものならん。

其徒みな肉食せず常に菜食となすが故に之を持齋宗と云ひ、又俗に其徒を食菜人と云ふ、信徒相互齋友と呼び宗外のものは之を齋公(男)齋姑(女)と呼ぶ。

齋教は之を先天、金幢、龍華の三派に分つも、教義上大差なし。但先天は妻帶を禁ずるも金幢及龍華は之を禁ぜず又龍華は齋友を小乘、大乘、三乘、小引、大引、四偈、清熙、大空、空空の九品に分つも。

此徒は主に觀音を尊奉し其信仰心深く團結力強盛にして往々施政の累をなせしを以て、清國政府は之を邪教として禁遏の手段を講ぜしことあり。

齋教の本來は上述の如きも是れ亦た今や腐敗の弊に陥り、戒律亂れ、齋堂には男女混居し往々識者の指彈を免れざるものあり、但多數の齋友中には信念堅實にして持戒嚴正なるものありと云ふ。

第二章 营造物に對する稱呼

本島に於ける寺廟の營造物に對する稱呼は區々に分れ且つ其の本來の意義を失へるもの多し、故に
一、凡そ寺と云へば佛教に屬するものたるべきに佛像を安置せず又僧尼の住せざるものあり、
二、廟又は宮と云へば神或は仙を祀れるものたるべきに觀音、地藏等を本尊とせるものあり、

三、道教の營造物は支那に於ては觀と云ふ然るに本島に於て觀と稱するものは只一あるのみ而も其の祀る所は道教所屬の神にあらず、

四、壇とは祭場の謂にして廟宇を有するものにあらず本島に於て壇と稱するものには廟宇を構ふるものあり、

五、寺廟、宮廟或は壇廟と連稱するものあり、

六、一營造物内に儒教或は道教に屬する神仙若くは佛像を混淆雜祀せるものあり、

要するに其の稱呼の如何によりて儒佛道の孰れに屬するやを判すべからず、今其の種目を次に列舉す

べし、

一、壇 三界壇 (臺北、三官大帝)

南 壇 (臺中、三寶佛)

二、寺 龍山寺 (臺北、觀音)

鳳山寺 (臺南、廣澤尊王)

三、廟 文廟 (臺南、孔子)

清水廟 (臺北、清水祖師)

四、殿 北極殿 (嘉義、玄天上帝)

觀音宮 (新竹、觀音)

五、宮 朝天宮 (嘉義、媽祖)

六、庵 地藏庵 (臺北、地藏)

七、院 淨院 (新竹、觀音)

八、亭 皺山亭 (臺南、保生大帝)

龍樹亭 (嘉義、觀音)

九、觀 元清觀 (臺中、玉皇上帝)

(臺中、玉皇上帝)

一〇、樓 媽祖樓 (臺南、媽祖)

一一、巖 長福巖 (桃園、清水祖師)

碧山巖 (臺北、開漳聖王)

一二、洞 水濂洞 (新竹、觀音)

一二、府 金華府 (臺南、王爺)

一四、館 金門館 (臺北、王爺)

一五、社 雷萬社 (嘉義、觀音)

一六、祠 文昌祀 (臺南、文昌帝)

地藏祀 (臺中、地藏)

一七、堂 慈雲堂 (臺北、觀音)

三官堂 (臺南、三官大帝)

當に營造物に對する稱呼の一一定せざること上述の如くなるのみならず、祭神に對する廟名も亦た一定せず、即ち同一廟名にして祭神の同じからざるもの少しあとせず、次に其の例を擧ぐ、

保生大帝を祀れるもの

保 安 宮

福德爺を祀れるもの

（武徳侯を祀れるもの）

奉天宮

（媽祖を祀れるもの）

順天宮

（上帝爺を祀れるもの）

順天宮

（媽祖を祀れるもの）

順天宮

（王爺を祀れるもの）

順天宮

（太子爺を祀れるもの）

順天宮

（玉爺を祀れるもの）

福天宮

（觀音を祀れるもの）

福德祠に福德神を祀り王爺廟に王爺を祀れるが如きは其の廟名によりて直に其の祭神を推知し得べきも、其の他は大抵然らずと知るべし。

第三章 祭神

（甲） 祭神及本尊を分類すること次の如し、

一、 儒教に屬するもの

イ、 自然物、想像物

玉皇上帝

文昌帝

魁星爺

三山國王

太陽星君

大陰娘娘

福德正神等

口、人鬼

孔子

紫陽帝君

保生大命

五谷王

水仙王

開漳聖王

廣澤尊王

天上聖母(媽祖)

元帥爺

王爺等

二、道教に属するもの

イ、自然物、想像物

元始天尊

三官大帝等

口、人鬼

太上老君

張天師等

三、佛教(齋教を含む)に属するもの

臺灣人の宗教

觀音 釋迦

地藏 彌勒(布袋)等

四、以上三項の外に

イ、道教所屬たるべきものにして道教の神に從祀せらるゝ

千里眼 順風耳

の如きものあり、

ロ、佛教所屬たるべきものにして佛教或は道教の神に從祀せらるゝ

牛頭爺 馬頭爺

の如きものあり、

ハ、其他所屬不明の邪神亦少なからず

(乙) 一神にして數名あるもの少なからず、次に其の數者を列記す、

〔玉皇上帝〕 〔五穀大帝〕

〔天公〕 〔五谷王〕

〔三官大帝〕 〔神農大帝〕

〔三界公〕 〔天上聖母〕

福德神

土地公

大眾爺

有應公

無歸魂

萬善公

保生大帝

吳真人

關聖帝君

武聖帝

帝君爺

池王爺

池府王爺

池千師

天后

媽祖

玄天上帝

上帝爺

上帝公

開臺聖王

鄭國聖

國聖爺

延平郡王

太子爺

中壇元帥

李哪咤

備考 大使爺大士爺は別神なり

觀音佛

池千歳爺

池府千歳王爺

觀音菩薩

備考

王爺は三百六十人あり

李王爺朱王爺等と云ふ

觀音佛祖

觀音媽

(丙) 本島に於ては人鬼にあらざる神、即ち日月山川風雨城隍福德玉皇等の諸神も皆な人間化せしめて其の偶像を作れるのみならず、城隍爺、福德神の如きは其夫人像を作りて之を後殿に安置するもの多し、尙ほ此等の諸神に對して各其の誕生日を定め其日を以て祭祀を行へり。

第四章 寺廟

上記の如く本島に於ける舊慣に依る宗教を儒道佛及齋教の四に別つと雖も、今之を現在の寺廟に就きて實査するときは、特に純乎たる一教を形成せるものは儒教の一部あるのみにして、其他は、徹頭徹尾互に相混淆して殆んど其の孰れに屬するものなるやを判別し難きものあり、次に之を略説すべし。

(甲) 儒教

一、純儒のもの、文廟は讀書人之を尊奉し純乎たる儒教的意味に於て之に拜禮す、而して道教所屬の神若くは佛像を合祀することなし。

附記一、文昌祠も亦た讀書人の尊奉する所にして純然たる儒教に屬すべきものなるも、元來文昌帝

なるものに二種あり、一は天神の系統にして儒教に屬し、一は人鬼の系絶にして道教に屬す、然れども現今は全く此の二者を混同せるが如し。

附記二 祠堂は儒教に於ける祖靈崇拜主義に基づき、同宗或は同姓者相集りて其の祖先を奉祀する爲に建てられたるものなれども、往々觀音佛等を合祀せるものあり。

祠堂は大宗小宗の區別あり、次の如し

大宗祭神が始祖たるもの

設立者が同姓者なるもの

小宗祭神が祖禪なるもの

設立者が同宗者なるもの

大宗に屬する祠堂は普通之を寺廟中に包含せしめ、小宗に屬する祠堂は之を寺廟として取扱はざるものとす。

二、儒佛混淆のもの、媽祖廟城隍廟福德祠の如きは、大抵其本堂には天上聖母城隍爺福德正神等を安置し、其東廂西廂或は後堂に觀音佛阿彌陀佛等を祀れり、而して之れが奉仕者には道士を採用せずして却つて僧侶をして之に當らしむ。

(乙) 道 教

其の廟祠に於て道教所屬の祭神即ち三官大帝張天師等を祭ると共に、儒教所屬の社稷神先農神等若くは佛教所屬の觀音釋迦等を竝祀せり。

道教所屬の廟祠には道士の之に奉仕するものなく、却て僧侶をして之に奉仕せしむるもの多し。

(内) 佛教

其佛寺に於て觀音阿彌陀等を祀ると共に、儒教所屬の神若くは道教所屬の神を竝祀するもの多し、或は間々他の祭神を雜へざるものなきにあらざれども、而も其奉仕者も參拜者も佛教に對する純正なる信仰を有するもの殆んど無きに似たり。

(丁) 齋教

齋教も亦た佛教に雜ふるに儒道の教義を以てせるものなること前述の如きも、其信徒は佛教特に觀音佛に對する信仰強し、其齋堂には往々にして關帝或は福德神等を合祀せるものなきにあらずと雖ども、比較的に純佛教に近きものと見て可なるが如し。

第五章 僧道

僧侶道士のことは前章に於て既に大要を述べたるも尙ほ少しく遺れる所を補はん。

一般の寺廟には、其儒たると道たると佛たるとを問はず大抵一名の僧侶を居住せしむ文廟と武廟及文昌廟等の或るものを除く然れども僧侶の資格ある者少なし、多くは廟宇とて内地の堂守或は掃除番人の如きものを以て之に充つ

一佛寺にして數名以上の僧侶の在るは本島内に僅かに基隆靈泉寺、臺南開元寺其他二三あるのみ。

道士は大抵その自家に居住す、中には商業若くは工業に從事するものあり、又盲人の之をなすもの多し、市人の之に祈禱を請ふものあれば附近の廟祠に赴き、其處にて道服を着け祈禱をなし或は葬儀を勤めて其の報酬を得て糊口す。

僧侶も亦た寺廟に住せず自家に居住して祈禱葬儀の求に應ずるものあり。

茲に奇觀とすべきは元來僧侶は死者即葬祭を司り、道士は生者即禁厭符咒を司るものたるべしに、地方によりては葬儀を以て全然之を道士の手に委し、而して僧侶は單に廟祠に於ける神に奉仕するのみにして葬儀に關らざるものあり。

更に奇とすべきは本島に於ては開眼は道士の爲すべきことゝし、假令ひ佛像と雖ども僧侶は之を爲すこと能はず道士を請じて之を爲さしむ亦以て道佛混淆の一端を窺ふに足る。

附記 僧侶及道士の職務に就ては便宜上第三篇第二章に記載すべし。

第六章 管理

凡そ寺廟には住職舊法令には廟祝といひ
通俗には住持と云ふを置くを原則とす、然れども本島には之を置くもの少なし、或は寺廟に僧侶を居住せしむるものあるも眞の住職たるべき資格あるものにあらずして、只朝夕神佛の前に香燭を供し境内の洒掃を爲すに止まるのみ。

寺廟には必ず管理人なる者あり、管理人とは改隸以後の名稱にして清國時代には董事或は協理副董事

等と稱せり 管理人は財産の管理顧廟の監督其他寺廟に關する事務を掌理し信徒中の名望財產ある者より選任し一定の任期を定めず其數は或是一人なるあり或は數人なるあり通常名譽職にして無給なり。

又爐主なるもあり清國時代には頭家副爐主をも置きたれども、今は之を置かざるもの多きが如し、爐主は寺廟の祭典に關する事務を掌理し信徒中より擲答神意を伺ふて吉凶を卜する一種の具によりて之を定む、大抵一箇年を以て其の任期とす寺廟の神佛一位なるときは爐主一人なるも數位あるときは其數に應じて多數なるを普通とす、但齋堂には通例爐主を置かず。

顧廟の任免は信徒の協議に依ることあれども普通は管理人或は爐主によりて決行せらる。

第二篇 舊慣に依る宗教的團體

第一章 神明會

(甲) 組織目的

神明會は身分の相同じきもの即讀書人、同業者、同鄉人、同姓者等の關係に緣りて數名乃至數百名種子は子のありの同志者が或る神佛を祭祀するの目的を以て組織せる一種の宗教的團體なり、然れども其會員の資格につき身分其他の制限を定めざるもの無きにあらず、又其目的も單に祭祀のみにあらずして副目

的として會員相互の利益を増進し、或は其親睦を計り或は同業者間の規約を明にし或は共同的財産の維持保存等を以てするものあり。

(乙) 財産管理

會員は必ず若干の金額を捐出す、故に神明會には必ず多少の財産あり、多くは田、烟、山林等の不動産を所有す。

其財産より生ずる収益は之を以て毎年一回或は二回或は數年に一回大祭をなすものありの祭祀費に供し、其際は會員相集りて演劇を開場し酒宴を開き、一日乃至數日に涉りて興樂す、而して猶剩餘の金あれば其會の規約又は慣例によりて處分す其處分法種々あり次に其の二三を擧ぐ、

一、剩餘金を積立つ

二、學校其他の公共事業に寄附す

三、該會と特別の關係ある寺廟の經費を補助す

四、會員に分配す

五、爐主の所得とす

此他會員中に出產せしものあるときは之に若干金を贈與すること等の規定を設くるものあり、往時は獎學の意味にて會員中より秀才を出したる場合に若干金を賞與するの規定を設けたるものありと云ふ。

第二章 祖公會其他

祖公會とは同姓又は同宗のもの相集りて其の祖先を祭祀するが爲に組織したる團體なり。

備考 同姓者が或る神佛を祭祀するの目的を以て組織したるものは神明會に屬す。

父母會又は孝子會とは會員の父母祖父母等の死亡したるとき相互に喪葬の費用を補助するの目的を以て組織せられたる團體なり、即ち一種の保險にして所謂講會なるものに類似せる所あり、然れども是等の會の中には往々神佛を祭祀するの目的を兼ねるものありと云ふ。

祭祀公業とは祖先祭祀の目的の爲に供せられたる獨立の財産を云ふ、故に祭祀公業の成立には派下即ち祖先を祭祀する子孫あることを要す、即ち祭祀公業には必ず之に對する派下の團體あり、然れども此の團體は宗教的團體と見做さず。

第三篇 巫覗、術士 附僧道の業務

第一章 總 説

本島には邪術を行ふて愚民を蠱惑するもの頗る多し、島民亦迷信頗る強盛にして爭て其術を求む其の害毒の流るゝ亂匪紛擾の源をなせること既に其の幾回なるやを知らず。

清律にては最も儒教を尊重し佛教道教は之を公認し而して邪術の徒は全く之を禁止したるも政令普く

行はれずして民間にては盛に行はれ居たるが如し。

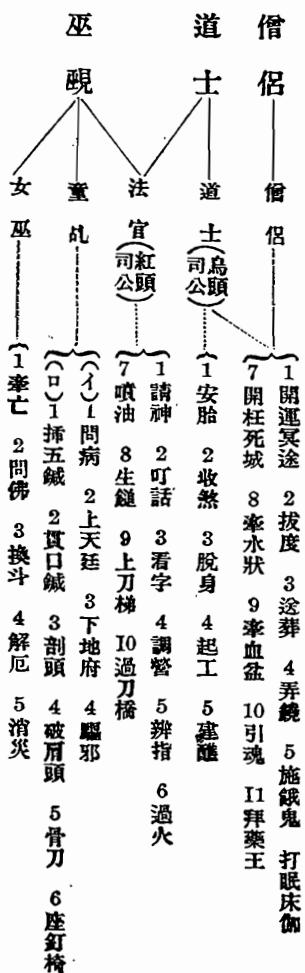
邪術を行ふの徒を總稱して巫覲と云ふ、法官、童乩、女巫の際之に屬す庭姨、乩童、堅樟頭、扶神、撲乩、跳童、問佛、看佛字等はみな其の別稱なり。

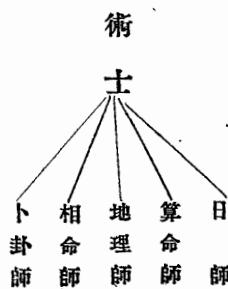
所謂邪術とは書符、呪水、扶鸞、禱聖の類を云ふ扶鸞、禱聖とは執乩扶轎の法なり後に説明す俗に之を降筆とも云ふ。

以上の外に術士なるものあり、日師、地理師、算命師、相命師、ト卦師等の類之に屬す、清律は之に對し其易説或は五行説によりて吉凶禍福を占卜するを認許したるも其言の政治時務に涉ることを禁止したり。

次に表を掲げ尙ほ次章に其の略解を附すべし(主として舊慣調査會臺灣私法に依る)。

第一篇第五章に記せる如く僧侶道士の職務は便宜上茲に附記す。





第一章 僧道の業務

(甲) 僧侶

- 一、開運冥途 冥土の路を開き死者の靈をして迷ふことからしむ、
- 二、拔度 苦を抜き濟度す、
- 三、送葬 埋葬の後死者の靈を導きて家に歸らしむ、
- 四、弄鏡 鏡を弄して種々の演技をなし死者の靈を慰む、
- 五、施餓鬼 孟蘭盆會に當り僧侶座に上り水菓を以て餓鬼に施す、
- 六、打眠床伽 聞族は眠床の上にて死するを忌む故に其臨終のときは必ず眠床を離れて戸床に移す、若し眠床の上にて死するときは其靈眠床の樋に縛せらるゝこと恰も首枷に繫りたるが如しとなし僧侶として其樋を外さしむ、

七、開柱死城　縊死者刑死者は其魂牢獄に繋がれて自由なる能はずとなし、僧侶をして其靈を脱出せしむ、

八、牽水狀　溺死したるもの、靈を牽き上る爲に佛に對して疏狀を讀む、

九、奉血盆　婦人産死したるときは血池に墜て出ること能はず、僧侶之が爲に功德を修して之を引き上げ、

一〇、引魂　遠方にて死したるときは僧侶其靈を引きて家に歸らしむ、

一一、拜藥王　生前多く薬を飲で死したるもの、爲に藥王を拜して其罪を免れしむ、

(乙) 道士、

一、安胎　安產の加持なり、

二、收煞　俗に煞と云ふ邪神ありて家屋の新築撤却或は移轉に當り時々家人に祟をなすことあり、又飛煞と稱し突然他より来るもあり道士法索を用て之を捕縛す、

三、脫身　病氣平癒を祈るに當り藁人形を作り之を以て身代りとして祈禱す、

四、起土　地を掘り墓を作る等一切の土功を興すとき土神を驚かし其祟を受くることあり、道士爲に土神に祈る、

五、建醮　我が法會或は施餓鬼の如し、

開光醮 開眼なり

起安醮 定期或は臨時に街庄内の安全を祈る、

水醮、火醮 水火災の後其の死者の爲に冥福を修し兼て將來の息災を祈る。

第三章 巫覗の業務

(甲) 法官

紅頭司公とも稱し道士の一種なれども清律に禁止せるものなり

一、請神
執乩、扶轎又は童乩の法を行ふときニ神佛を請して假降せしむ童乩法を行て神靈の假降せず、或は假降するも其神託を移すこと能はざるものは之を生童と云ひ法官の力を假る。

執乩 桃或は柳の東に向へる枝を取りて作りたる長さ約三尺トヽの形狀をなせるものを乩と云ふ二人にて之を持し神前にて紙錢を焼き以て神の假降を待つ、神降れば、乩動く、人若し乩にして問ふ所あれば乩亂動し扶乩者亦乩に従て亂動し字を書するの状をなす之を乩字と云ふ巫覗の徒其の字を解釋して神の告ぐる所となす、

扶轎 杉樹にて小卓を作り之に佛像を附縛す、名て佛轎と云ふ二人にて其卓脚を持し後紙錢を焼くときは卓忽ら亂動す其卓脚の一の動き方により巫覗は文字を判讀す、

二、叮詣 童乩神を假降して神語をなすとき之を聞きて其意を譯す、

三、看字 執乩及扶轎に於て卓上に畫かれたる乩字を見て其意を譯す、

四、調營 神佛に屬する神將神兵を招徠し且之を使役す、

五、辨指 呪を誦し指を彈き以て惡鬼を驅逐す、

六、過火 炭火の燃焼せる上を呪を誦しつゝ徒跣して通過す、

七、噴油 涼沸したる熱油の中に符を安じ其油にて手を洗ひ、或は之を口に含みて噴く、

八、生鎰 紅熟したる鐵鎰に符を安んじ之を噛む、

九、上刀梯 梯子の各級に刀刃を縛し其上を登り行く、

一〇、過刀橋 刀を木に縛し刃を上に向けて地に横たへ其上を歩行す、

(乙) 童乩

イ、單に神佛を假降するもの

一、問病 人の疾病に罹り童乩を招て病を問ふに當り宛も神佛童乩の身に降託するが如く裝ひ、諸種の醫語を發し疾病の原因狀態より調剤治療の法に至るまで一々説明をなす、

二、上天廷 人の體質虛弱により童乩を招て長壽を祈るに當り彼即鐵釘を栽えたる眠床の上に仰臥し睡眠すること少時、忽ち醒起して其睡眠中某神佛に謁し長壽を求めたる情況を假説す、

三、下地府 人の疾篤く殆ど快癒し難きを見て童乩を招き其の死期を問ふに當り彼地上に横臥して眠すること少時、醒て後其の睡眠中地獄に下り閻羅王に面して親しく死期を問ひたり杯と託言し其

人の生死を豫言す、

四、驅邪　家内に災厄生ずるときは之を以て邪鬼の致す所と爲し童乩を招て之を驅除す、其時童乩は言を神靈の降託に藉り劍を抜て虚空を亂打し邪神を驅除するの状を爲し、又鐵鍋に油を盛り火を點じて家内を巡り邪鬼の悉く鍋中に落ちて燒死せるを説く、

口、諸種の慘酷なる演技をなすもの

一、插五鍼　針を以て口角手肢を刺す、

二、貫口鍼　尺許の金屬鍼を以て兩頰を貫く、

三、割頭　斧又は劍を以て頭額を傷け鮮血流れて顔面に滴々たるあり、

四、破肩頭　針を木毬に挿植したるものを刺毬と名け、之を以て自己の後肩部を打ち身を傷く、

五、骨刀　鯨骨を以て銳利なる刀を作り之を以て身を刺す、

六、座釘椅　鐵釘を栽えたる椅上に臀部を据ゆ、

近年まで寺廟の祭祀に當り好事の徒多くは童乩を雇ひて神輶の前面に立ち以上擧ぐる所の惡戲を演ぜしめ神輶を扛きて街庄を巡りたり彼等は其の鮮血の淋漓たるの状を以て神慮を悦ばしむる所以なりとして毫も怪まざるは勿論之を見るものも亦神靈の力により痛苦を感じざる者と信じたるなり、斯種の童乩は傭工苦力等の下等社會に多く、彼等は其の額上口邊に傷痕の存するを以て得意とするが

如き風ありたるも今は警察の禁によりて殆んど其跡を絶たんとす。

(丙) 女巫

一、牽亡 死者の靈魂を導きて己の身中に憑托せしむるにあり其法は絲の兩端を針に繫ぎ一を死者の位牌に一を女巫の頭髪に刺し數句の呪文を念誦すれば死者の靈魂忽ち來憑し生人と談話するにあり、二、問佛 神佛を降して其の身中に憑托せしめ或は病状を問ひ或は醫業の方を質し或は生産を求め或は壽命を祈り或は紛失物の方位を問ふ、

三、換料 既に懷妊せる胎兒の女性を男性に變ず、

四、解厄 病者の爲に災厄を除くことにして病者若し子歳の出生なれば鼠の形、丑歳なれば牛の形を紙にて糊製し柳或は桃の枝を合せて金紙に包み外部に解厄紙なる黃紙に印字あるものを巻き之を病者の中下に藏し神語示す所の日時方位に焼き去るなり、

五、消災 五色の絲にて白黒の布旗を括り之を以て負傷せる局部を摩擦し以て其痛苦を去らしむ。

第四章 術士の業務

一、日師 陰陽五行説によりて日時方位を觀して婚姻葬送建築旅行等の吉凶禍福を判断する者なり、
二、算命師 陰陽五行説によりて人の生年月日時より推算して將來の運命を判断する者なり、
三、地理師 陰陽五行説により地脈を稽へ墳墓家屋の方位に關する吉凶を判断する者なり、

四、相命師 人相見のことなり、

五、ト卦師 八卦見のことなり然れども本島のト卦は籠竹を用ひず龜卦米卦六壬卦等の種別あり極めて簡単なる方法を用ひ居れり(完)

井上正鐵

神道は白木造に茅の屋根
すのこのねだに建てしみ鏡